

丸森町新型コロナウイルス感染症対策

事業継続支援給付金

新型コロナウイルス感染症の長期化並びに、令和3年8月及び9月の緊急事態宣言等の影響により事業収入が大幅に減少した町内商工業者等に給付金を支給します。

支給額 20万円

申請期限を令和4年1月31日（月）まで延長します。

予算の関係で期限より早く終了することがありますので、予めご了承ください。（先着順）

対象となる事業者

1. 町内で商工業を営む中小企業または個人事業主
2. 今後も事業を継続する意思がある者
3. 丸森町営業時間短縮要請協力金の交付を受けていない者
4. 同様の趣旨の他市町村の補助金等の交付を受けていない者

支給要件

令和3年5月以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があり、令和3年6月～令和3年11月の期間中、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、連続する3か月の事業収入（売上）の合計額が前年または前々年同期比で50%以上減少かつ30万円以上減少していること。

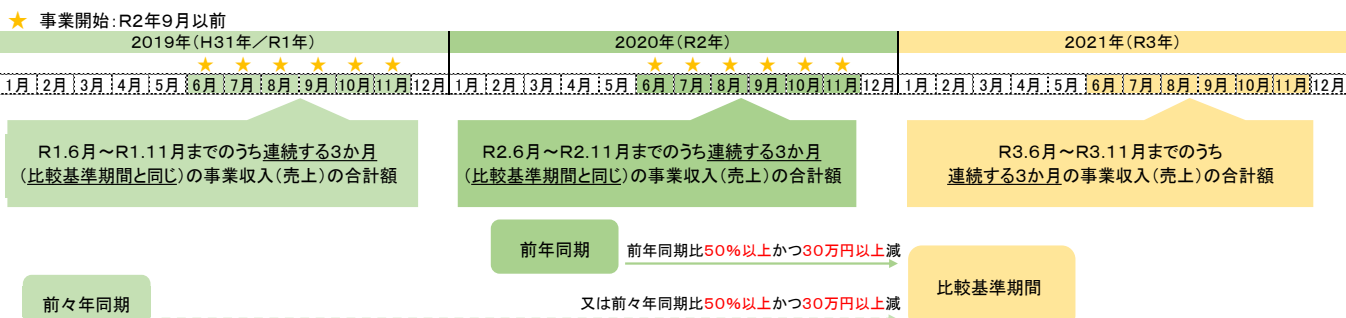
裏面もご覧ください

※混雑を避けるため、ご来庁前に必ず電話で事前予約願います。

(商工班 TEL 0224-87-7620)

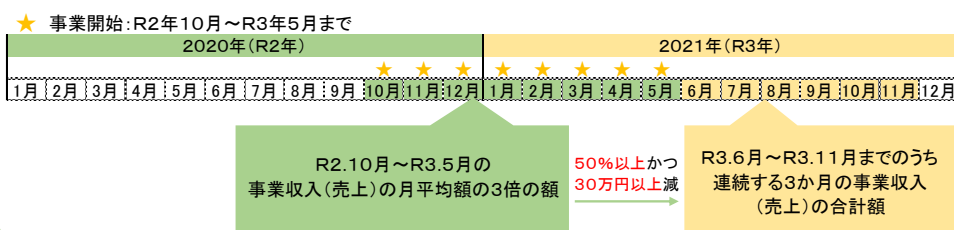
令和2年9月以前に事業を開始している方

イメージ図



令和2年10月～R3年5月までの間に事業を開始した方

イメージ図



必要書類

- ・申請書兼実績報告兼請求書
- ・誓約書
- ・対象期間に属する事業年度の前年または前々年の確定申告書別表1の控
- ・青色確定申告の場合は加えて決算書の控
- ・法人事業概況説明書(両面)の写し(法人のみ)
- ・令和3年6月～令和3年11月のうち連続する3か月の月間事業収入が分かるもの
- ・本人確認書類の写し(運転免許証の両面の写しなど)
- ・振込先口座の通帳の写し
- ・その他、町長が必要と認める書類

申請方法

下記の宛先まで郵送または役場に直接持参願います。

【宛先】〒981-2192

宮城県伊具郡丸森町字鳥屋120番地 丸森町役場 商工観光課 商工班 宛て

- 【お願い】
- ・書類の不足・記入漏れの無いよう提出前に再度ご確認ください。
 - ・ご来庁前に必ず電話で事前予約願います。
 - ・事前予約がない場合はお待ちいただく場合があります。
 - ・詳細は丸森町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金交付要綱をご確認ください。(丸森町ホームページ参照)

丸森町役場 商工観光課 商工班

TEL : 0224-87-7620 FAX : 0224-72-3041

E-mail : shokou@town.marumori.miyagi.jp

HP : <http://www.town.marumori.miyagi.jp/>